

以下の事案を読み、設問に答えなさい。

事案

- 1 平成 26 年 5 月 14 日から甲市で開催された甲祭り期間中の 15 日夜から 16 日早朝にかけて、甲駅前の通り一帯に暴走族とその見物客の群衆約 6000 名が集まり、暴徒化し、タクシーの車両を転覆させる等の行為に及んだ。騒然とした状況下の 15 日午後 11 時ころ、乙タクシーの車両 1 台が襲撃され、大破されるという器物損壊事件 (以下、「乙タクシー事件」という) が発生した。その約 30 分後に警察の大型輸送車が現場に派遣されたが、群衆から石や木の棒で攻撃を受け、同車は、立ち往生の状態となった。午後 11 時 35 分ころ、群衆の一部が同車の前面・側面に取りつき、同車を後方に押したため、既に暴行を受けて昏倒していた丙新聞社のカメラマン A が、同車の車輪で轢過され、死亡するに至った。
- 2 警察の前記大型輸送車を押した人物の特定をめぐり、捜査は難航を極めたが、21 日、丙新聞に現場写真が掲載され、乙タクシーの車両を蹴っている人物として、自動車修理工場勤務の X が浮かび上がった。甲県警本部の P 警部補らは、23 日、X を同本部に任意同行し、取調べを行ったところ、X は、乙タクシーの車両を転覆させた事実のほか、警察の前記大型輸送車を押した事実を認める供述を行った。そこで、P 警部補らは、午後 7 時 30 分ころ、乙タクシー事件を被疑事実とする逮捕状を請求し、その発付を受け、午後 8 時 25 分、X を逮捕した。
- 3 X は、26 日、乙タクシー事件についての勾留状に基づき勾留され、この勾留は、2 回の延長を経て、翌 6 月 14 日まで続いた。この間、P 警部補らは、逮捕当日 (5 月 23 日) 及びその翌日の 2 日間、乙タクシー事件について X を取り調べたものの、5 月 25 日以降は、連日、午前 9 時ないし 10 時ころから午後 8 時ないし 11 時ころまで、殆ど、A を被害者とする殺人事件について X を取り調べた。取調べに際して、X は A の殺害を自白し、その自白は、計 4 通の被疑者供述調書 (それぞれ 5 月 25 日付、29 日付、6 月 3 日付、13 日付) に記録され、X が署名・押印した。
- 4 X は、6 月 14 日、A 殺害の被疑事実により通常逮捕され、17 日、同事実により勾留に付され、26 日、殺人罪の訴因により起訴された。この間、

平成 27 (2015) 年度 東北大学法科大学院入学試験
試験科目：刑事法 (刑事訴訟法)

検察官は、連日、午前 10 時ころから午後 8 時ころまで、A の殺害について X を取り調べた。この取調べに際しても、X は A の殺害を自白し、その自白は、計 3 通の被疑者供述調書 (それぞれ 6 月 18 日付、20 日付、23 日付) に記録され、X が署名・押印した。

設問 1

前掲事案中の段落 3 において言及されている、5 月 26 日から 6 月 14 日までの勾留の適法性について論じなさい。

設問 2

前掲事案中の段落 3 において言及されている、4 通の被疑者供述調書の証拠能力について論じなさい。なお、解答に際しては、伝聞法則・伝聞例外については検討しなくてよい。